

鳥取城跡と仁風閣保存運動 一昭和40年の攻防戦一

佐々木 孝文

-
1. はじめに
 2. 鳥取文化財協会について
 3. 市民会館建設計画を巡る鳥取文化財協会の動き
 4. むすびにかえて

1. はじめに

本稿では、川上貞夫家資料（鳥取市歴史博物館所蔵）をもとに、昭和40年を中心とする、鳥取城跡における文化財保護と史跡の資源化の取り組みの調整の様相について触れる。

昭和40年、鳥取市長の設置する市民会館建設審議会は、鳥取城跡扇御殿跡（仁風閣所在地）を市民会館の適地として答申した。その後、市議会の「市民会館建設に関する調査特別委員会」で議論され、同年10月の議決によって、鳥取市役所本庁舎に隣接する、現在地への建設が決定された。

この事柄自体は、まちづくりの中で文化施設をどのように配置すべきかを中心とする問題であったが、当初選定された場所が、既に昭和32年に国の史跡に指定されていた鳥取城跡であり、しかも、明治40年の皇太子行啓のために旧藩主池田家の建設した仁風閣（当時は鳥取県立科学博物館）の建物撤去を要する扇御殿跡であったため、外観的には文化財保護と都市開発の衝突の様相を呈することとなった。

この出来事は、昭和47年の「久松山整備審議会答申」に始まる、「史跡としての鳥取城跡」の取扱検討へのターニングポイントであり、史跡鳥取城跡の現状に大きく関与するものであった。

当時、川上貞夫は、鳥取文化財協会の副会長として、文化財保護の立場の中心人物であり、その手元には、昭和40年2月末に運動がはじまり、仁風閣が重要文化財に指定されるまでの一連の書類が残されていた。川上家資料は、保存されていた自宅が火災に遭ったため完全には残されていないが、元鳥取県立公文書館長安藤文雄氏の取り組みによって、残存部分は現在鳥取市歴史博物館が寄贈を受けて保存している。

いうまでもなく、赤脚子・川上貞夫自身、鳥取市の近代文化運動を考える上で等閑視することのできない存在である。若年の頃から取り組んでいた芸術運動などもさることながら、国府町岡益の石堂の調査等、地域の文化財の保護や、市民の文化財保護意識の向上にも大きく貢献した。

もちろん、昭和40年の鳥取城をめぐる出来事の全貌を把握するためには、さらに市・県の資料等を確認する必要があるが、本稿では、ひとまず文化財協会の視点から、この出来事の素描を試みた。その意味で、川上貞夫家資料は、昭和40年の文化財保護運動の推移を知る格好の資料である。

なお、本稿の執筆にあたっては、資料の所蔵館である鳥取市歴史博物館及び同館学芸員 横山展宏氏に多大なるご協力をいただいた。慎んでお礼申し上げる。

2. 鳥取文化財協会について

鳥取文化財協会は、昭和29年3月14日に、「郷土の文化財の保護並に活用をはかることを目的」として、「荻原直正、吉田璋也、米原穰、矢部輝男、徳永職男、生駒義博、田中新次郎、松本穰葉子、浅沼喜実、川上貞夫等の発起により同志を糾合して発足した」。

発足後、昭和40年までの約10年間に、鳥取砂丘・鳥取城跡の国文化財指定に取り組んでこれを実現しただけでなく、橿谿神社本殿・幣拝殿や、学行院の仏像修理、伊福部徳足比売墓の整備等、文化財の保護・整備事業に関与した。

また、稻村三伯生誕二百年記念の生誕地標柱や砂丘の有島武郎歌碑・大伴家持千二百年記念贊歌（佐々木信綱）歌碑の設置といった人物顕彰、鳥取県国宝展や橿谿神社至宝展・国府町遺跡展他といった展覧会、講演会・研究会及び出版物の刊行といった広報普及・活用事業を展開し、地域の文化財に対する意識の向上にも大きく寄与した。

会員は当時市域で一流と見なされていた文化人で構成されており、作家・画家・科学者・歴史家など、多岐にわたる人材で構成されていた。また、「規約」には「この会の事務局は鳥取市教育委員会事務局に置く」とあり、単なる任意団体ではなく、少なくとも当初は行政と強い影響関係にあった。

鳥取砂丘・鳥取城跡の国文化財指定や国立博物館の収蔵品の出品される展覧会の開催など、民間の協会としてはかなりの大事業を実施した。

今回着目する、鳥取城跡・仁風閣の保存運動に取り組んだ昭和40年には、結成後10年以上が経過し、県立図書館司書で歴史家の荻原直正や、市の教育長を務めた矢部輝男等有力会員が次第に歯が抜けるように死去していたが、川上貞夫・吉田璋也を中心に、まだまだ活発な活動を行っていた。

なお、昭和40年当時の鳥取文化財協会の会長は、鳥取商工会議所の会頭を務めた米原穣である。米原は当時、経済人としての立場と、文化人としての立場の両面で重鎮であった（後述するように、このことが市民会館建設問題での米原の立場を難しいものとした）。

3. 市民会館建設計画と鳥取文化財協会

鳥取城跡は、既に昭和32年に国の史跡指定を受けており、原則的には現状変更が許可されない状態にあった。この時点では、市による林業経営が行われていた北側斜面はまだ指定されていなかったが、鳥取県立鳥取西高校及び仁風閣（鳥取県立科学博物館）・鳥取市営運動場を含む、近世城郭の主要遺構部分は、文化財保護の対象となっていたのである。

鳥取文化財協会の大きな功績の一つは、鳥取城跡の史跡指定を後押ししたことであった。昭和34年には二ノ丸跡の石垣修理事業が国の補助を受けて開始されており、指定後10年間で、市は財政的にも史跡指定の恩恵を受けていた。

しかし、都市の中核にある巨大な公有地である鳥取城跡には、昭和30年代後半から大きな開発圧力がかかることになった。

公共施設の候補地として真面目に鳥取城跡の名があげられたのは、鳥取市庁舎の新築問題に際してのことだった。山陰初のコンクリートブロック建築として大正11年に竣工した鳥取市庁舎だったが、設計上採光・通風等に問題があり、しかも老朽化が進行して、改築が喫緊の課題となっていた。

市は昭和36年当時、①現地改築②市庁舎の公設グラウンドへの移転③他の適地への移転と比較し、鳥取地方裁判所を公設グラウンドに移転し、新市庁舎を裁判所跡に建設する案を最優先としていた（『とっとり市報』昭和36年6号）。この案はかなり真剣に検討され、裁判所との協議も重ねられたようだが、結局実現せず、現地建替案が採用されるに至って、昭和39年に現在の鳥取市庁舎が竣工したのである。

裁判所の移転先、あるいは市庁舎の移転先として史跡である鳥取城内の公設グラウンドがかなり真剣に候補地として検討されたこと自体、現在の文化財保護の視点からは考えられない面があるが、当時の史跡に対する一般的な感覚としては不自然というほどではなかった。

いずれにせよ、この問題は、単に旧跡・公園としての鳥取城跡・久松山に対して、広大な公有地としての価値評価が加えられ始めたことを示すものであった。

ただし、この一連の動きの中で、文化財とは異なる視点で「城跡にふさわしい施設であるべき」という視点も既に生じてきている。上記の市報の本文中にすでに「裁判所が公設グランドに移る場合、城址のなかの裁判所ですから、全国画一的な建物でなしに城址にぴったりと合うような建物であってほしい」という文面も見られるが、この後、単に見栄えの問題ではなく、施設自体の性格も城跡にふさわしいものであるべきと考えられるようになる。

その結果、次に持ち上がってきたのが、市庁舎完成の翌年・昭和40年の市民会館建設候補地の問題である。「とっとり市報」昭和40年3月号に、次のような記事が掲載されている。

資料 1

「市民会館建設位置きまる 一久松公園一帯は文化センターに一

…（略）…昨年六月十一日発足した市民会館建設審議会（米原穣会長）は、市長からこの会館の建設位置について諮詢をされていた。…（略）…候補地に①久松公園②県会議事堂③久松小学校用地の三地区にしほられて審議が進められたが、結局将来の総合文化施設として発展的な条件をもつのは久

松公園が最適だと結論が出された…（略）…鳥取市はこの答申にもとづいていま市当局と市議会で真剣に実施計画が検討され三月定例市議会に規模構想等が図られるが待望の市民会館の全ぼうが決定される日もまぢかい」
（「とっとり市報」昭和40年3月号）

昭和29年に櫛谿の公会堂を取りこわして以来、鳥取市には必要な規模のホールがなく、遷喬小学校の講堂などで代用する状態であったため、市民会館を望む市民の声は小さなものではなかった。また、この時期は、鳥取三洋電機の誘致や工業団地の誘致など、鳥取にも高度経済成長の波が押し寄せ、空前の建設ブームの時期であった。当時の高田市長は、財政再建と都市整備を最優先課題としていたので、市政としても市民会館の建設は時宜を得たものであった。

しかし、市民会館の建設地を巡っての市民の意見は固まっていなかったようである。

当時、鳥取市議会の議員であった小林説次は、この問題について市民向けのビラを作成し、次のように主張している。

資料2

「鳥取市の中心部である寺町一帯即ち大工町、若桜街道、袋川にはさまれた三角地一帯は未だ区画整理が行われていないので、この一帯を新しい街作りをして、自ら出来てくる空地に鳥取市の文化センターを置き、市民会館もその中に建て又県も文化センターを設置したい意向を持っておられる様子であるからこの地区に科学博物館や美術館等、其の他文化施設を作つて貰うのが理想的ではないか…（略）…市民会館は市民が最も利用しやすい場所に建てるべきで、市の計画している千二百人から千五百人位入れる公会堂を建てるには、敷地面積は四百坪程度で足りるのだからもっとも便利の良い市の中心部に造るべきである。然らば私は何処を考えているかと言えば
(イ) 真教寺公園。こゝに建てるには約二百坪程度の買収は必要ですが、約千三百坪の土地がありこれに四百坪の市民会館を建てゝも公共空地としての余地は充分残すことが出来る。
(ロ) 市役所隣接地。市役所新築後大工町角付近を約八千万円かけて買収しているが、更に三百坪程度買収地を追加してこゝに四百坪程度の市民会館を建てゝも尚充分空地は残し得る。
(ハ) 行徳体育館附近。」
（「小林説次ビラ」昭和40年6月4日）

このうち(ロ)案が、9月議会で議決され、実施された案であることはいうまでもない。結果から見る限り、市民会館の設置場所については、当初から審議会の提案を是としない世論も根強くあり、それは4月から9月までの数か月間で覆されうる状況だったといえる。

小林はまた、上記のビラの中で次のように述べている。

資料3

「久松公園一帯は市民に取つて重要な鳥取城の城蹟であり、文化財として永久に保存しておきたいし、市内で最も手近な憩いの場として公園としての施設をこそ充実すべきであり、仁風閣も又貴重な文化財として保存しておくべきであり、グランドも市民の体育の場として、つぶすべきでない」
（前掲・「小林説次ビラ」）

確かにここには、鳥取城跡の文化財としての価値への言及が見られる。

ただし、ビラの文面全体としては、市民会館の設置場所がどうあるべきかという点を主眼としており、文化財の保護はあくまで検討条件の中に加えられているに過ぎない点には注意が必要である。「公園施設をこそ充実させるべき」という部分を見ても、文化財保護法による史跡に指定されていることの重みは充分理解されているとは言えない。

とはいえ、市民会館には鳥取城跡の外に最適地がある、とする小林にとっては、城跡内建設に反対する理由として挙げる意味のあるものではあった。

この小林の主張は、上述した鳥取文化財協会、特に副会長川上貞夫と吉田璋也の主張を取り入れたものである。

川上家資料に残された資料による限りでは、鳥取文化財協会がこの問題に対して本格的に取り組み始めたのは、審議会の答申と相前後する、昭和40年2月頃のことであった。以後、市・県への働きかけや保存運動の基礎となる、2月22日付で作成された要望書の複写が残されている。

資料4

「史跡鳥取城跡の保護と仁風閣の保存に関する要望

最近鳥取市当局は市民会館建設用地について久松公園内の仁風閣（現鳥取県立科学博物館）附近をその適地であると認められ、すでに県の了承をも一応得られた由であります。たまたま該建設用地は、文化財保護法によって史跡に指定されている鳥取城跡の地域内であります。…（略）…史跡の現状を変更することは、遺跡を損ない、学術上のその価値を減ずるばかりでなく、鳥取市の史跡指定申請の目的にも相反するものであると思うであります。よって本協会は文化財保護法の趣旨を尊重し、市民会館の建設用地はこれを別に鳥取城跡以外に適地をもとめられ、むしろ進んで文化財の認識と理解を深めるために、史跡の保護に万全を期せられるよう要望いたすものであります。お願いいいたします。

なお市民会館の建設にともない、史跡内にある仁風閣（県有）の移転乃至取壊わしのことが報ぜられておりますが、同建築は鳥取県並に鳥取市にあって明治時代を代表して残る歴史的な建築遺産でありまして、これが保存と現位置並にその周辺（前庭と後庭）の保持に対し、県当局とともにご考慮を払われますよう併せて要望するものであります。

昭和四十年二月二十二日

鳥取文化財協会会長 米原 穣

鳥取市教育委員会 教育委員長殿 」

（「要望書写」昭和40年2月22日）

この要望書は複数写しがつくられ、県知事・県教育委員会に、一旦提出されたようである。また、加筆訂正された同内容の写しもあり、これに続く「請願書」や「指定申請書」の原型となっていく。

しかし、鳥取文化財協会会長であると同時に市民会館建設審議会長でもある米原穰にしてみれば、これは晴天の霹靂だった。この請願自体は、吉田と川上の合作と考えられるが、米原は内容を了解していなかった。そのため、米原はこの請願の取り下げに奔走することになる。米原の提出した取り下げ願が、川上の手許に残されていた。

資料5

「昭和四十年三月十五日

鳥取県知事 石破二朗殿

鳥取文化財協会会長 米原穰（会長印）

要望書の取り下げについて

昭和四十年二月二十二日付提出の史跡鳥取城跡の保護と仁風閣の保存に関する要望書の取り下げ方をお願いいたします 」

（「（鳥取県知事宛）要望書取下依頼」昭和40年3月15日）

この後、米原は再三にわたって川上に鳥取文化財協会会長の辞任の意を伝えており、川上の手許には辞表とともに再三のやり取りの経緯を示す書状が残されている。

資料6

「拝啓 春寒料峭の候、愈々御清祥賀し奉ります

さて文化財協会の件については色々と御迷惑をおかけしたこと、と想像します、勿論この度の件以外では皆さんと同意見の場合が多いわけですから、先生の御考えについても十分了解は致しましたが、更に対世間的な色々な場合を考えてみると協会自身が誤解されたり、みんなさんの主張の妨害になったりすることも多いと存じますので、色々なご意見もあるかとは存じますが、時あたかも年度末もありますので、会長及び理事たることを当分の間辞するのが適当と存じまして、辞表を同封致します。

吉田先生初め理事の方とも御協議の上早急に代表者たる会長の後任をお定めくださいます様お願い申し上げます

敬具
三月三十日 米原穰
川上貞夫先生 」

(「川上貞夫宛書簡」昭和40年3月30日)

資料7

「拝復

先便で申し上げました通り、前に会長はやめない様にとお話を賜ってから以後色々に検討し、これは会のためにも留ることはよくないと考えたのですから御諒承下さい

又三月末になるまで待って辞表を提出した意味もおくみとり下さい

次の選任時期も近いのですからその間空席になさっても良いと存じます

大変御心を煩わして恐れ入りますが、再々同じものを同封して御受取りを願います

敬具
四月二日 米原穰
川上先生 」

(「川上貞夫宛書簡」昭和40年4月2日)

米原穰は鳥取文化財協会の会長であるとともに、商工会議所の会頭でもあり、市長の諮問機関として設置された「市民会館建設審議会」の会長として、久松公園での市民会館建設を推進する立場であった。

審議の過程で川上や吉田の意見にどの程度耳を傾けたのか、あるいは川上や吉田がどのように米原に働きかけたのかは本稿の時点では不詳だが、いずれにせよ、市民会館建設審議会長として、当初の文面をそのまま提出することはできなかったものと思われる。米原個人の意識がいかなるものであったかは不明だが、その時点での立場を考えれば、たとえ川上や吉田らに賛同していたとしても、賛意を示すことは困難だっただろう。

鳥取文化財協会内部にも意見対立があったため、上に挙げた要望書とは全く異なる文面の要望書案が作成されている。

資料8

「要望書

市民会館の建設の如きは新しい文化財の成立を期するものであります、これが古い文化財の保護との間にやゝもすれば調整し難い関係の生ずる事例は必ずしも僅少ではないと存じます。

文化財保護法の指定をうけた史跡の区域に対しては指定の要件に全く反するような変更を生ずることは望ましくありません。併しながら清新な文化施設等時代の進展の上からも認許されるべき条件を具備し、旧態の保存にも充分留意されたものであるならば容認されるべきものと信じます。

別記の史跡区域についても以上の点をご考慮下さることを要望します。

昭和四十年三月（アキ・書き入れ「八」）日

鳥取文化財協会会长 米原 稔

鳥取市長 高田勇殿 」

(「要望書」昭和40年3月【本文タイプ・一部墨書】)

先掲のように、2月22日付の要望書を取り下げる一方、「旧態の保存にも充分留意されたものであるならば容認されるべきものと信じます」とする、ほぼ正反対に近い内容の要望書が作成されていたわけである。鳥取文化財協会内の混乱状況も推察される。

市民会館建設審議会会长として答申を実現しようとする米原と、川上・吉田の立場の違いが、協会内の不協和音として表れたものといえるだろう。

そしておそらく、県・市当局だけでなく、市民の大多数を占める意見は、後者の要望書に近かったものと思われ、川上・吉田の主張は当時としては先鋭的なものだった。

そして、会長である米原の合意を得られないまま、川上と吉田は保存・保護のための動きを加速させていく。

二人は、米原によって取り下げられた2月22日付の「要望書」を、文化財保護委員会（現・文化庁）宛の「重要文化財指定申請書」に書き改め、3月13日に市・県及び各教育委員会に提出した。しかし、所有者である市・県の同意書がないこと、鳥取文化財協会会长印を使用しているが作成者が副会長となっていることなど、書面の不備があり、少なくとも市・県の受領するところとならなかった。

川上と吉田は、この書面の受領について、鳥取市議会に3月16日付で「請願書」を提出し（資料9）、この請願は「市民会館建設に関する調査特別委員会」で審査されることになった（なお、上述の小林説次が紹介議員となっている）。

それを受け、吉田と川上は3月13日付の「申請書」を4月12日に再提出している。

資料9

「昭和四十年三月十六日

鳥取市市議会議長殿

鳥取市瓦町一五五番地 吉田璋也（印）

鳥取市大榎町五番地の二 川上貞夫（印）

重要文化財指定申請書伝達に関する請願

次の重要文化財指定申請書（写）による物件の重要文化財指定申請書を昭和四十年三月十三日鳥取市教育委員会を通じ文化財保護委員会に提出方を願い出ましたところ申請書に申請物件所有者の承諾書添付なきため申請書類不備の事由によりこれを受け付けることが出来ないということあります。しかしながら目下の状況では申請書（写）の追記に認めました理由によりこれを整えて添付することは不可能と思いますので、申請物件の所有者の承諾書が得られなくとも鳥取市教育委員会が該申請書を受け付けられるよう市議会におかせられては申請書（写）中の申請の理由による物件の重要性にかかる慎重にご審議の上鳥取市教育委員会の重要文化財指定申請書伝達を用意ならしめられるよう右請願いたします。」

（「重要文化財指定申請書伝達に関する請願」昭和40年3月16日付）

資料10

「昭和四十年四月十二日

鳥取市教育委員会殿

鳥取市瓦町一五五番地 吉田璋也（印）

鳥取市大榎町五番地の二 川上貞夫（印）

重要文化財指定申請書の提出について

昭和四十年三月十三日貴教育委員会より重要文化財指定申請書を鳥取県教育委員会を通じ文化財保護委員会委員長に御提出方を願い出ましたところ申請書類不備（申請物件所有者の申請に対する承諾書添付なきため）の理由によりこれを受け付けることができないとのことで一旦引きとらせられましたので、更めて昭和四十年三月十六日鳥取市市議会議長宛該申請書伝達に関する請願書を別記（写）の理由により提出いたしましたところ、同三月二十七日これを受理され、市民会館建設に関する調査特別委員会に托して審査に付する旨決定したとの通知を得ましたので、さきに一旦引きとりました重要文化財指定申請書（正副二通）を再び関係書類の写しを添え提出に及びます。」

（「重要文化財指定申請書の提出について」昭和40年4月12日）

吉田はこの動きに加えて、さらに「史跡鳥取城跡を護る会」を立ち上げて署名を集め議会に要望書を提出している。

資料11

「昭和四十年四月十四日

鳥取市市議会議長殿

鳥取市瓦町一五五番地

史跡鳥取城跡を護る会

発起人代表 吉田璋也（印）

史跡鳥取城跡の保護と仁風閣の保全について有志連署による要望

表記史跡鳥取城跡に対し、これを護る会派別綴芳名録記載の主旨により、鳥取市市民会館の建設用地は史跡鳥取城跡以外に適地を選ばれ、史跡の現状を変更することなく、併せて仁風閣の保全に対しても善処されたく思いますので、市民会館建設調査特別委員会に前期芳名録を検討資料としてご提出願いますよう茲に同志名を連ねて要望いたします」

（「史跡鳥取城跡を護る会要望書」昭和40年4月14日）

その後の議会での議論の推移等については、本稿では触れることが出来ないが、最初に述べたように、市民会館の建設場所は、同年9月定例市議会で鳥取市役所本庁舎隣の現・鳥取市民会館位置に決定され、翌年度当初から建設が始まっている。

この問題の中心は、あくまで市民会館の建設地としてどこが適地かということであり、この時点では、文化財の保存はあくまでその検討要素に過ぎなかった。しかし、川上貞夫と吉田璋也の活動が寄与し、結果的に鳥取城跡の現状変更は行われず、仁風閣も破壊されることがなかった。そして、この時の経験は、少なくとも市民の文化財に対する意識を高め、鳥取城・仁風閣を見る目を変える契機となったと思われる。

この後、仁風閣は昭和48年に重要文化財指定の指定を受け、その後復原修理が行われたが、これには米原も含めた鳥取文化財協会の働きかけも大きかった。また、最初に述べたように、「久松山整備審議会」が市によって設置され、市民の意見集約と久松山・鳥取城をどのように扱っていくかが真剣に検討されるようになっていくのである。

3. むすび

仁風閣を取りこわして市民会館を整備するという案には強く反発した鳥取文化財協会であるが、昭和47年10月に開館する鳥取県立博物館の、同じ史跡内の公設グラウンドへの建設に対しては、強く異を唱えている形跡はない。その意味では、資料8の「要望書」は、当時としては決して特別なものとは言えないだろう。

吉田の主たる関心が鳥取城よりむしろ仁風閣にあり、川上の関心が仁風閣や自然環境を含む久松山の現状維持であったことから、市民会館の建設には強く反対したものと思われる。そして、市民一般の主たる関心は、市民会館建設の適地がどこかという方にあった。

「文化財」に対する認識は、この時点では、まだ地域全体として未成熟だったと言わざるを得ない。むしろ、この出来事が、その後の鳥取市民と鳥取城跡・仁風閣の関係性に影響し、文化財と真摯に向き合う姿勢の起点となり、文化財保護意識の成熟を促すことになったと考えるべきであろう。

【参考文献】

『鳥取市誌』（1972、鳥取市）

鳥取民藝協会編『吉田璋也 民芸のプロデューサー』（1998、牧野出版）

鈴木実『先達八人の足音 一鳥取市名誉市民しのぶ草一』（1982、鳥取市教育福祉振興会）

松尾茂・須崎博道『なるほど鳥取事始め』（1985、国書刊行会）

『鳥取市制施行120周年記念 鳥取人物誌きらめく120人』（2010、鳥取市）

『仁風閣の周辺 一白亜の洋館と池田侯爵家のあゆみ』（2005、仁風閣）

佐々木孝文「近代の鳥取城 久松山整備審議会について（資料紹介）」、『鳥取城調査研究年報』5号（2012、鳥取市教育委員会）

佐々木孝文「近代の鳥取城 一資料紹介・史跡指定前夜」、『鳥取城調査研究年報』7号（2014、鳥取市教育委員会）

※資料1を除く引用資料はすべて鳥取市歴史博物館所蔵「川上貞夫資料」に拠った。

※原資料はすべて縦書きだが、翻刻に際し横書きとした。

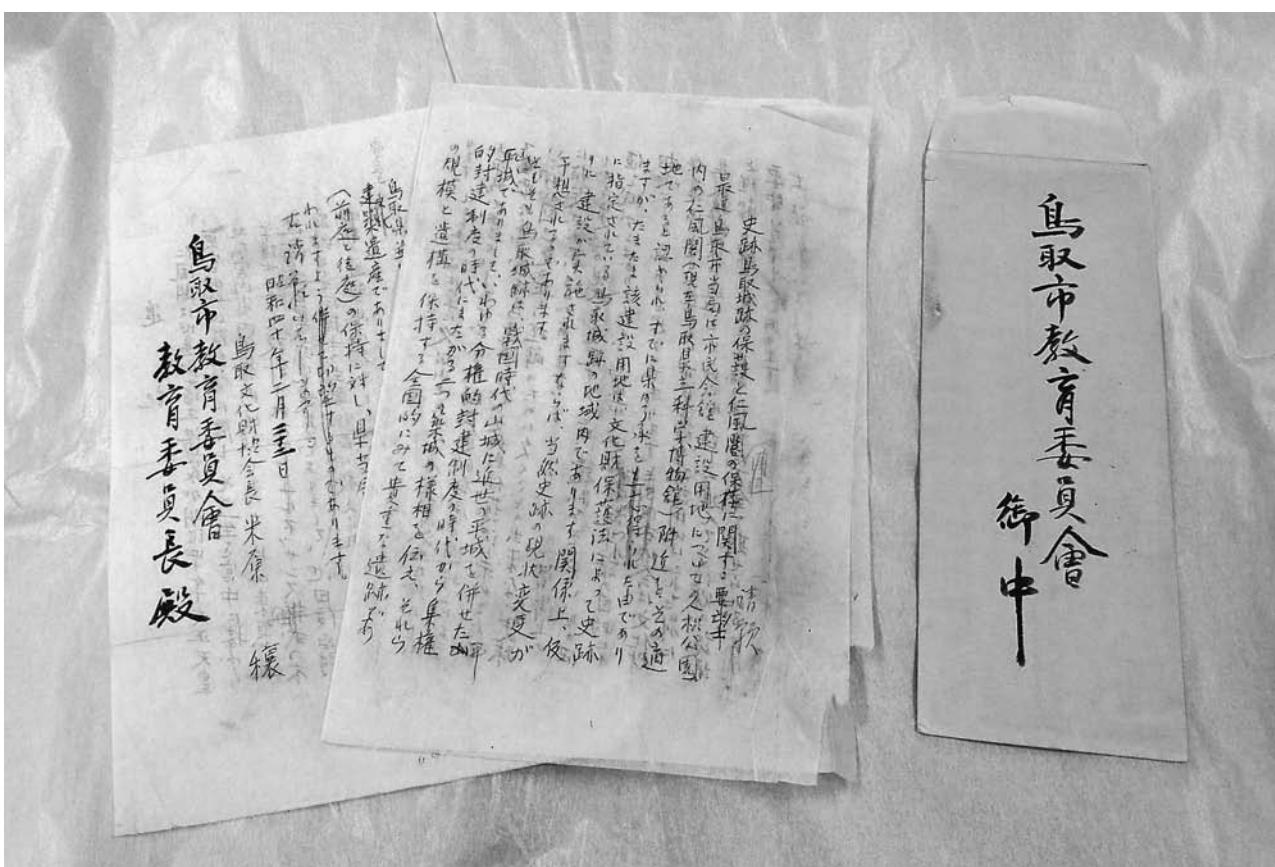
※固有名詞等を除き、翻刻に際して原則として当用漢字を用いた。

【写真】

昭和40年頃の仁風閣(科学博物館) 外観写真

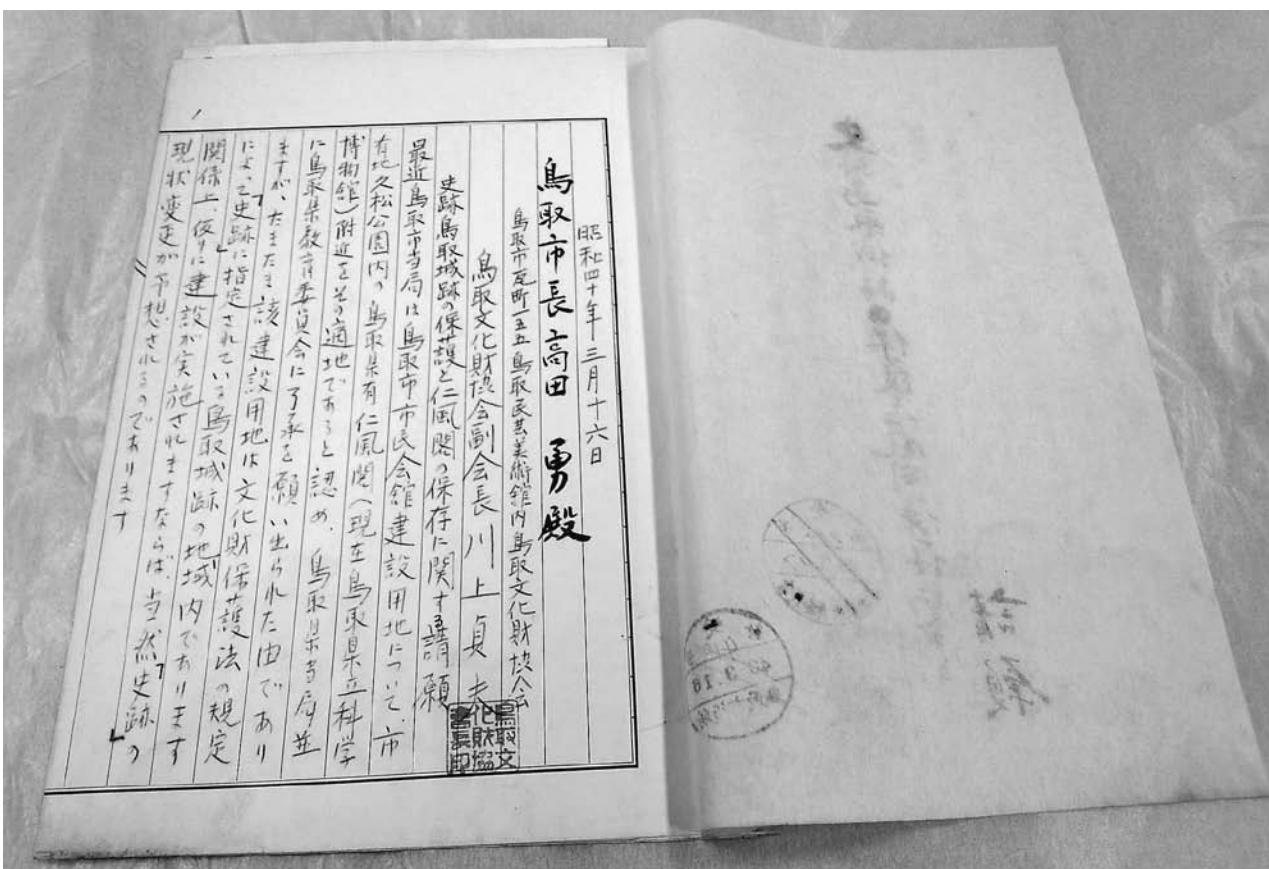


資料4 「史跡鳥取城跡の保護と仁風閣の保存に関する要望」(昭和40年2月22日)



資料8

要望書(昭和40年3月)



資料11



※写真はすべて鳥取市歴史博物館所蔵「川上貞夫資料」